

第四十四号議案

一之江名主屋敷条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

一之江名主屋敷条例の一部を改正する条例

一之江名主屋敷条例（平成二十三年七月江戸川区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「規定」を「規程」に改める。

別表施設使用料の項中「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。